

長期にわたり利用予定のない下水処理施設用地

担当課:都市整備部 下水道室

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																														
<p>1 下水処理施設用地（水みらいセンター） 水みらいセンター（14 か所）の整備にあたっては、人口増加を見込み、処理施設の増設や高度処理施設整備のための建設予定地も含めて、都市計画決定を受けてあらかじめ必要な用地を取得している。</p> <p>2 計画処理水量の見直し (1) 人口の減少傾向や節水技術の向上に伴い、平成 22 年 8 月に変更された「大阪湾流域別下水道整備総合計画」では、計画処理水量（目標年度：平成 37 年度）は当初計画に比べおおむね半分以下の水準に低下している。 (2) 変更後の計画は、水質環境基準の達成を目的として定めた水準であり、実際処理水量は、それと比べても大幅に低い水準にとどまっている。</p> <p>水みらいセンター処理能力 (日最大処理水量 立方メートル/日)</p> <table border="1" data-bbox="231 982 1074 1096"> <thead> <tr> <th>当初計画</th> <th>H22 年度策定 将来計画</th> <th>H22 年度実績</th> <th>H23 年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,129,500</td> <td>2,883,441</td> <td>2,069,740</td> <td>2,086,515</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 当初計画は 12 水みらいセンターの合計値であり、他は現在の 14 水みらいセンターの合計値となっている。</p> <p>3 下水処理施設用地の利用状況 (1) 計画処理水量が大幅に減少しており、土木施設の増設用地の一部が不要となった。このため、下水道室では、当初建設予定地 78.0 ヘクタールについて、52.6 ヘクタールを施設、道路、修景施設整備用地としている。また、残りの 25.4 ヘクタールを施設更新用地及び海域緩和施設用地としている。 (2) 25.4 ヘクタールのうち一部についてはメガソーラー設置（災害対策施設の位置づけ。9.2 ヘクタール）や土砂仮置き場等（5.2 ヘクタール）で暫定的に有効活用の取組を進めているものの、11.0 ヘクタールの用地については、現在、活用されていない状況である。</p> <p>(単位：ヘクタール)</p> <table border="1" data-bbox="213 1646 1086 1768"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設予定地</th> <th colspan="4">(A) (B) のうち現在の活用</th> <th rowspan="2">当面利用予定 のない用地 (A+B-C-D)</th> </tr> <tr> <th>施設、道路、 修景施設整備</th> <th>施設更新 (A)</th> <th>海域緩和施設 整備 (B)</th> <th>メガソーラー 設置 (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>78.0</td> <td>52.6</td> <td>16.6</td> <td>8.8</td> <td>9.2</td> <td>5.2</td> </tr> </tbody> </table>	当初計画	H22 年度策定 将来計画	H22 年度実績	H23 年度実績	5,129,500	2,883,441	2,069,740	2,086,515	建設予定地	(A) (B) のうち現在の活用				当面利用予定 のない用地 (A+B-C-D)	施設、道路、 修景施設整備	施設更新 (A)	海域緩和施設 整備 (B)	メガソーラー 設置 (C)	全体						78.0	52.6	16.6	8.8	9.2	5.2	<p>1 平成 22 年 8 月の「大阪湾流域別下水道整備総合計画」変更に伴い、土木施設増設用地として不要となった用地について施設更新用地及び海域緩和施設用地として確保しているが、その具体的な内容や整備時期が決まっていない。</p> <p>2 平成 24 年 3 月策定の「大阪府都市整備中期計画(案)」(都市インフラ政策の総合指針として、おおむね 30 年先を見通しつつ当面の 10 年間を対象) では平成 42 年度まで施設更新及び海域緩和施設の更新・整備について、具体的な記載はない。</p> <p>3 用地（25.4 ヘクタール）の一部はメガソーラー設置用地及び土砂仮置き場等として暫定的に活用されているが、残りの面積 11.0 ヘクタールについては活用されていない。</p> <p>4 土木施設増設用地として不要となった用地を施設更新用地及び海域緩和施設用地として整備することは部内において意思決定されたとの説明があったが、これに係る証跡がない。</p>	<p>1 用地（25.4 ヘクタール）については、財政上の制約があるとはいえ、平成 42 年度までの間、行政財産本来の目的である下水処理施設用地に代わる具体的な計画となっていないことが課題である。 また、残りの面積 11.0 ヘクタールが未利用地となっていることは行政財産の管理・活用の面から問題がある。</p> <p>2 重要な計画変更にもかかわらず、意思決定のプロセスが残されていないのは問題である。</p>
当初計画	H22 年度策定 将来計画	H22 年度実績	H23 年度実績																													
5,129,500	2,883,441	2,069,740	2,086,515																													
建設予定地	(A) (B) のうち現在の活用				当面利用予定 のない用地 (A+B-C-D)																											
	施設、道路、 修景施設整備	施設更新 (A)	海域緩和施設 整備 (B)	メガソーラー 設置 (C)																												
全体																																
78.0	52.6	16.6	8.8	9.2	5.2																											
<b>事務事業を所管する都市整備部の見解</b>																																
<p>1 用地（25.4 ヘクタール）の内、16.6 ヘクタールは、土木施設の老朽化が進行し更新が必要となった時の施設更新、及び 8.8 ヘクタールは、海域への下水処理水の影響を緩和する施設整備のための用地となっています。これら土木施設の更新・整備について、コスト削減の観点から土木施設の更なる長寿命化を行っているところですが、今後、老朽化の状況を見ながら、施設更新を実施する必要があります。また、海域緩和施設の整備については、影響緩和効果の評価を行うとともに、関係者との協議を進めているところです。 なお、土木施設の更新・整備までの間は、用地の有効活用に努めることとし、14.4 ヘクタールは、既にメガソーラー設置等を行っており、残りの 11.0 ヘクタールについても、メガソーラーの導入や民間への貸付などを進めています。 今後とも人口や水利用の動向を勘案したうえで、用地の必要性を精査するとともに、長期に使用が見込まれない用地は、有効活用に努めます。</p> <p>2 施設更新用地及び海域緩和施設用地に係る計画の部内における意思決定に至る経緯を残します。</p>																																

#### 委員意見

- 1 下水処理施設用地を見直しするためには、都市計画や事業認可の変更、それに伴う国補助金や市町村負担金の返還等、クリアすべき課題が多い。都市計画決定以降の社会経済環境の変化に伴い、今後、国及び関係市町村と協議を進めるなど課題解決に向けて取り組むとともに、府有財産を有効に活用するための方策を検討されたい。
- 2 下水処理施設用地の見直しなど重要な決定を行う場合には、透明性の確保及び説明責任の観点から、意思決定のプロセスを明確な形で残されたい。

#### 措置の内容

- 1 大阪府では、水みらいセンターの施設更新用地を活用した、太陽光発電施設の設置を進めており、その設置に当たっては、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく国協議や売電による収入を下水処理場の維持管理費に充当することについて、流域下水道協議会等において、関係市町村協議等を行った。  
将来の施設更新用地等、長期に使用が見込まれない用地が発生した場合は、有効に活用するための方策を関係機関との協議の中で検討していくこととした。
- 2 下水処理施設用地の見直しをする場合には、下水道法に基づく事業計画変更の手続きを行っているが、部内の意思決定に当たっては、計画書に根拠資料を添付し、文書管理システムによる決裁を取ることを徹底した。

## システム監査（基本データの直接修正に関するルールの不備等）

対象受検機関：IT推進課

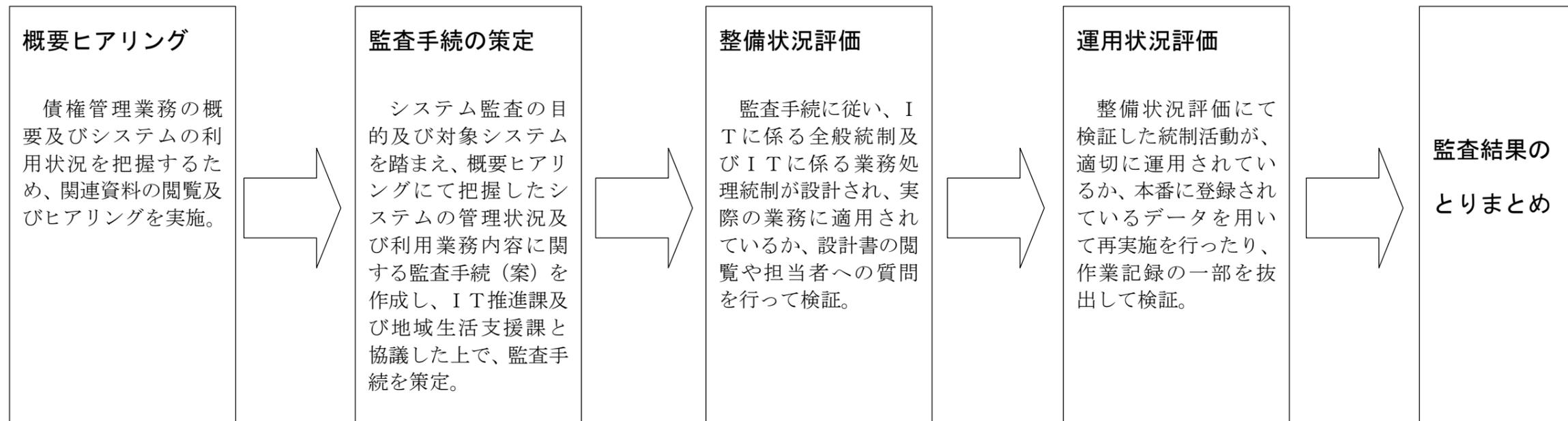
### 1 システム監査とは

監査対象の情報システムを総合的に点検及び評価し、組織体の長に助言及び勧告するとともにフォローアップする一連の活動をいう。

### 2 監査対象システム

(1) 名称	債権管理システム
(2) 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者扶養共済制度及び高齢者住宅整備資金貸付金制度に関する業務システムであり、債権情報の基となる調定情報、収納情報、滞納情報を管理する。</li> <li>承認された業務データの全てを正確に処理、記録されることを確保するために、財務会計システムへ自動的にデータを連携している。</li> </ul>
(3) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府財政構造改革プラン（案）の一環で、平成23年度から同25年度を強化期間とし債権管理の強化に取り組むこととなっていることから、当該システムの重要性は増している。</li> <li>平成25年度上半期に実施した「高齢者住宅整備資金貸付金の債権管理」に係る監査において、債権管理システムと財務会計システムの残高差異（50万円）が検出されたことから、当該システムの正確性の検証を行う。</li> </ul>
(4) 監査の目的と着眼点	<p>以下の着眼点で、債権管理システムから財務会計システムへ提供される数値データの信頼性について検証することを目的とした。</p> <p>ア ITに係る全般統制 システムの開発・保守、運用管理、内外からのアクセス管理に対する安全性の確保などのルールが整備され、そのルールは守られているか。</p> <p>イ ITに係る業務処理統制 財務会計数値の信頼性を確保するために、入力データが当該システムの機能により適切に処理され、出力データに正しく反映されているか。</p>

### 3 実施手順



#### 4 監査結果

今回実施した債権管理システムのITに係る全般統制評価及びITに係る業務処理統制評価を通じ閲覧したデータ、証憑及びヒアリングした内容において、統制の不備につながる事項は検出されなかった。

なお、その他の検出事項は次のとおりである。

現状と問題点	懸念されるリスク	監査結果
<p>金融機関の統廃合に伴い金融機関データの修正が必要になった事例において、債権管理システムを利用している事業課ではこのような基本データの修正ができないため、システムの保守管理を担当しているIT推進課に修正依頼を行った。</p> <p>この依頼を受けてIT推進課の担当者が債権管理システムの通常のプログラムを介さずに直接コンピュータの基本データの修正（以下「直接修正」という。）を行っていた。このデータ修正には次の問題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本データの直接修正を行う場合の基準や決裁手続のルールが整備されていない。</li> <li>基本データの直接修正は、事業課からの依頼を受けたIT推進課の担当者が組織としての承認を得ずに行っており、どのようなコンピュータ操作・処理を行ったかの記録も残されていない。</li> <li>基本データの直接修正を行う場合は、当該データの重要性を考慮して安全対策の要否を検討し、必要な場合にはテストデータを利用して修正の安全性を確認する等の安全対策を講じるべきであるところ、安全対策の要否の検討結果及び安全対策を講じたかの記録は残されていない。</li> </ol>	<p>コンピュータの基本データの直接修正は、複雑な作業を伴う場合もあり、その操作を誤ればシステム全体の情報の毀損につながりかねず、またシステムの修復が困難となれば事業進行に多大な影響を及ぼす危険性の高いものである。</p>	<p>債権管理システムに限らず、凡そコンピュータの基本データの直接修正については、情報資産全般の完全性の確保等、情報セキュリティ対策を徹底するために、事務処理ルール・手順を整備されたい。</p> <p>ルール・手順としては、依頼申請及び依頼承認、実施可否の検討・決定基準、実施結果の記録、終了報告、結果検証、結果承認等が求められる。</p> <p>今後、基本データの直接修正を行わなければならない場合には、データの修復が可能となるように修正操作の詳細な記録を作成されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>（参考） 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成22年11月版・平成22年11月9日付けで総務省が一部改定）</p> <p>1.4. 情報セキュリティポリシーの必要性と構成 地方公共団体においては、情報セキュリティ対策を徹底するには、対策を組織的に統一して推進することが必要であり、そのためには組織として意思統一し、明文化された文書として、情報セキュリティポリシーを定めなければならない。</p> <p>3.6. 技術的セキュリティ 3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理 (4) システム管理記録及び作業の確認 ① 情報システム管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業について、作業記録を作成しなければならない。</p> <p>大阪府の情報セキュリティに関する基準 第2部 情報セキュリティ対策基準 第33条（記録の保存等） (1) 設定又は変更等の作業を行ったときは、その処理について記録を作成し、及び適切に管理を行うこと。</p> </div>

#### 措置の内容

- ・債権管理システムについては、基本データの直接修正を行う際には、システム所管課から依頼文書の提出を求めるなどの事務処理手順及び作業計画書（兼報告書）の様式を整備した。（平成27年8月）
- ・債権管理システム以外についても、基本データの直接修正を行う際には、債権管理システムに準じて事務処理を行うとともに、作業計画書（兼報告書）を作成することとした。